

## 平成19年度（2007年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私 法
------	-----

※ 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入すること。

**問題1** XとYは、賭博で負けた側が他方に賭け金を支払う旨の合意をし、実際に賭博を行ったところ、Xが負けた、とする。このことを前提として展開される、以下の①～③の各場合の問いに答えよ（以下の①～③は独立した問いである）。

① 以上の結果、XはYに対して賭け金1500万円を支払った。この場合におけるX・Yの法律関係を述べよ。

② 賭博に負けた結果、XはYに賭け金1500万円を支払うこととなり、Yから要求されるままに、Yに対して1500万円の金銭借用証書を差し入れた。そして、その金銭貸借上の債務を担保するため、Yの要請により、Xは所有する土地に抵当権を設定し、その登記がなされた。後にXはこの登記の抹消をYに対して請求しうるか。

③ 賭博に負けたXは、約束通りYに賭け金1500万円を支払ったが、後にXがYにこの金員の返還を求めたところ、Yはこれに応じ、X・Y間で返還の合意がなされた。この場合におけるX・Yの法律関係を述べよ。

**問題2** Y株式会社は、東京証券取引所一部上場会社であり、監査役会設置会社である。

Y会社の定款には、株主総会における議決権の代理行使に関して、「株主またはその法定代理人が出席できないときは、当該議決権の行使を他の議決権を有する出席株主1名に委任することができる。」という規定があった。

Y会社の個人株主であるXは、Y会社のある事業年度の定時総会に出席して意見を述べようと考えた。出席する時間もあった。しかし、法律の知識に乏しいため、自ら出席するよりも、弁護士に依頼して、代わりに自分の意見を述べてもらおうと考えた。

そこで、Xは、その株主総会に先立ち、弁護士Aに議決権を代理行使する権限を与えた。弁護士Aは、Y会社の株主ではない。

株主総会当日、Aは、総会会場の入口で、受付事務を担当しているY会社の従業員Bに対し、弁護士の身分を明らかにしたうえで、Xの議決権行使の代理権を証明する書面を提出して、総会会場への入場の意思を表明した。しかし、Bは、AがY会社の株主でないことを理由にAの入場を拒絶した。そして、Aが入場できないまま、総会の決議が行われた。

上記定款規定の効力に関する最高裁判例の立場をふまえたうえで、この株主総会決議の効力について論じなさい。